

凡例 1

用途地域種別	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火・準防火地域	① 規制される日影時間					備考
					規制値	対象建築物	5mを超える範囲	10mを超える範囲	②測定水平面	
第一種低層住居専用地域	30	60	第1種高度地区 (絶対高さ10m)	指定なし	(一)	軒高が7mを超えるか、または地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	1.5m	対象建築物のある地域と、日影を落とす地域とが異なっている場合は、それぞれ落とす地域について、①(規制される日影時間)及び②(測定水平面)が適用されます。
	40	80			(二)		4時間 "	2.5時間 "		
	40	80								
第一種中高層住居専用地域	50	150	23m第2種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	3時間 "	2時間 "	4m	
	60	200					3時間 "	2時間 "		
第二種中高層住居専用地域	50	150	17m第1種高度地区	準防火地域	(二)	高さが10mを超える建築物	3時間 "	2時間 "	4m	
	50	150					4時間 "	2.5時間 "		
	50	150	23m第2種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	3時間 "	2時間 "		
	60	200					3時間 "	2時間 "		
第一種住居地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	4時間 "	2.5時間 "	4m	
第二種住居地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	4時間 "	2.5時間 "		
	60	200	指定なし	防火地域	指定なし					
	60	300	29m第3種高度地区	準防火地域	(二)	高さが10mを超える建築物	5時間以上	3時間以上		
	60	300	指定なし	防火地域			5時間 "	3時間 "		
	80	300	指定なし	防火地域	(二)	高さが10mを超える建築物	5時間 "	3時間 "		
準住居地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	4時間 "	2.5時間 "		
	60	300	29m第2種高度地区	準防火地域			4時間 "	2.5時間 "		
近隣商業地域	80	300	第3種高度地区	準防火地域	(二)	高さが10mを超える建築物	5時間 "	3時間 "	4m	
	80	300	指定なし				指定なし			
商業地域	80	400	指定なし	防火地域	指定なし					
	80	500			指定なし					
	80	600			指定なし					
	80	700			指定なし					
準工業地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(一)	高さが10mを超える建築物	4時間以上	2.5時間以上	4m	

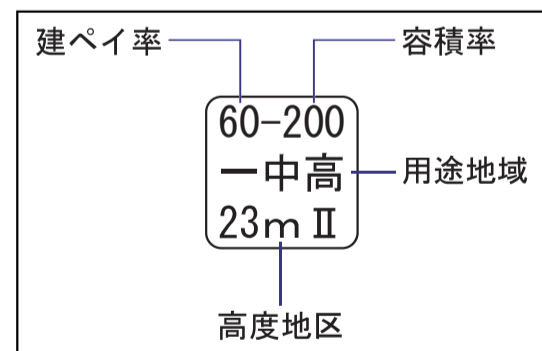
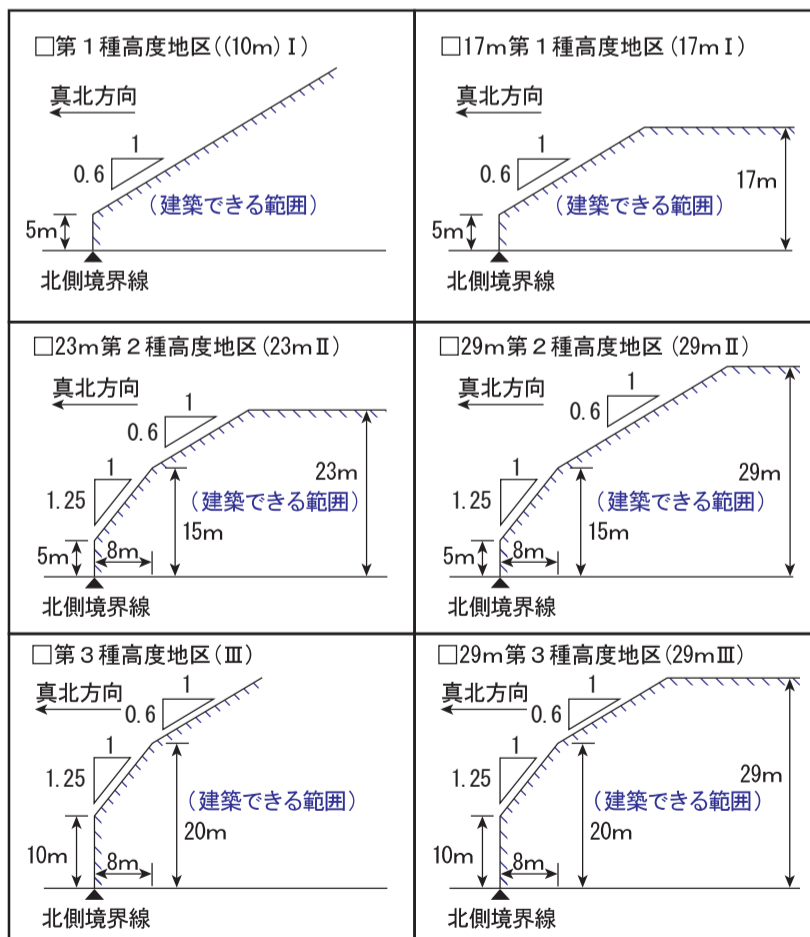
第一種低層住居専用地域は、用途地域で10mの絶対高さ制限が指定されています。

※本図の都市計画はその概略を示すもので詳細については指定図書を縦覧して下さい。

凡例 2

	用途地域等境界線
	都市計画道路
	区画整理区域界
	新住事業区域界
	市街化調整区域界
	特別工業地区
	特別業務地区
	特別産業地区
	生産緑地地区
	都市計画公園・都市計画緑地
	特別緑地保全地区
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	市街地再開発地区・地区計画区域・地区整備計画区域・高度利用地区
	一団地の住宅施設

▼高度地区の種類



※本図に示す建築協定を表す線は、その概略を示すものです。

その他

	建築協定
--	------

(注) 1. 本図は、平成31年3月31日現在における多摩市の都市計画の概略を図表したもので、その後に都市計画が変更される場合があります。
 2. 本図に示す都市計画を表す線は、その概略を示すものです。
 3. 新住事業区域界は、真位置より表示位置を移写した区域界です。
 このため、都市計画の詳細については、以下へのお問い合わせいただくか、直接窓口でご確認ください。

印刷物番号

30-41